

中心市街地リノベーション融資制度

1 目的

中心市街地の活性化と魅力ある商店街を形成するため、遊休物件等のリノベーションを行う者を支援し、新たな事業者の進出を促進するため。

2 融資対象者

- ・ **商業地域内の既存物件をリノベーションし、事業用物件へ転換する者及び既存の事業用物件をリノベーションする者のうち、次のいずれかに該当する者。**
 - (1) 自己が所有する物件、または賃借物件を事業者へ賃貸する者。
 - (2) 当該物件において新たに事業を開始する者。
- ・ リノベーションとは・・・既存物件の改修を行い、用途や機能を変更させ性能の向上や新しい価値を加えること。ただし、単に原状回復を行う修繕は含まない。
- ・ 事業用物件とは・・・テナント及び事務所等、事業を行うための施設をいう。ただし、賃貸アパート及び貸家等、住居を主とする物件及び貸倉庫などの施設は対象とならない。
- ・ 対象外となる入居事業
 - ① 当該物件で直近に行われていた事業と同種の事業（日本標準産業分類小分類が同種のことをいう）
 - ② 日本標準産業分類中分類のサービス業のうち宗教、政治・経済・文化団体に該当する事業
 - ③ フランチャイズ契約に基づく事業
 - ④ 風営法に基づく許可または届出が必要な事業等

3 資金使途 運転資金 設備資金 (リノベーションに係る費用に限る)

4 融資限度額 2,000万円以内

5 融資期間 25年以内（1年以内の据置可）

6 融資利率

10年以内 1.5%以内 10年超～20年以内 1.9%以内

20年超～25年以内 2.1%以内

10年超の場合変動利率選択可 当初金利1.7%以内

7 信用保証 必要に応じて、信用保証を付する

8 返済方法 元金均等返済又は一括返済 ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。

9 保証人及び担保 必要に応じて

10 申込の際に必要な書類（金融機関に提出する書類）

- ・ 須賀川市中心市街地リノベーション融資対象に関する通知書（第3号様式）
- ・ その他金融機関が指定する必要書類

11 補助制度

利子補給（年利率相当額を5年間補助）が適用されます。

中心市街地リノベーション融資制度に関するQ&A

Q どのような物件が対象になるのか

A 市内の用途地域が商業地域にある物件であれば基本的には全て対象になるため、空店舗だけではなく空き家や現在事業を行っている事業所などをリノベーションする場合も対象となります。

対象外となる場合

・リノベーション後の物件がアパートや貸家等居住を主とする物件及び貸倉庫など物件内で事業を行わない場合。

Q 複数回制度を利用できるのか

A 同一物件については返済期間を重複しての利用はできません。当該制度を利用した融資が完済した場合のみ、再度利用が可能です。

複数物件の場合は、1事業者につき2,000万円の範囲内であれば利用が可能です。

例

物件①のリノベのためオーナーAが1,000万円制度を既に利用している場合

- ・物件①を再度リノベーションするためオーナーAが1,000万円借入したい
⇒制度利用不可（融資完済後、または残債との取りまとめなら利用可能）
- ・物件①に入居する事業者Bが、物件①のリノベーションのため1,000万円借入したい
⇒制度利用不可（オーナーAの融資完済後なら利用可能となる）
- ・オーナーAが物件①に続いて物件②もリノベーションしたい
⇒1,000万円の借入まで制度利用可

Q 市外事業者も利用可能か

A 利用可能です。ただし、要綱で規定する市内金融機関での借入が対象となりますのでご注意ください。

Q 中心市街地で現在事業を行っている場合は

A 現在行っている事業のための物件改修は対象外となりますが、自らが別業種の事業を新たに行う場合、または自らは廃業し他事業者へ賃貸を行う場合（事業承継を除く）は利用可能となります。

Q 住居部分の改修について

A 住居部分については対象外となります。

ただし、新たに事業を始める方が、事業用部分の改修と合わせて新たに居住するために住居部分を改修する場合は制度の対象となります。

Q 資金使途として認められる費用は

A 原則、物件のリノベーションに係る工事費用のみとなります。

ただし、現在入居している方の転居のための資金及び廃業資金については対象となります。

廃業資金については、設備・商品等の撤去・廃棄等に関する資金及び登記費用が該当します。

Q 事業を開始しようとする者は新規開業者のみが該当となるのか

A 既に事業を行っている方も該当となります。対象地域内での複数店舗の営業も可能です。

Q 他融資制度、市補助金との併用は

A 可能です。

Q 営業時間に制約はあるのか

A 制約はありません。夜間営業のみでも対象となります。

Q 土地、建物の購入資金は対象となるか

A 対象となりません。